ホ　財務省関東財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所、当該事業の土地利用計画策定設計業務の受託者・株式会社浦野設計及び株式会社アルク綜合設計又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ヘ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設及び工事監理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ又はニの要件を満たすこと。維持管理の業務に当たる者は、ホの要件を満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ロ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

㈠　平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　次のAからCに該当する建築物の設計実績が過去10年間（平成11年４月以降）においてあること（一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。）。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ハ　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。

㈠　１者の場合は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であり、財務省関東財務局の付与数値が1,400点以上ある者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。

２者以上の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であり、内１者は財務省関東財務局の付与数値が1,300点以上ある者であること。

㈡　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が３年以上ある者であること。

㈢　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

㈣　１者の場合の当該者並びに２者以上の場合の内１者は、過去10年間（対象年は上記２⑶ロ㈡と同様）においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。）。

２者以上の場合の内１者を除くほかの者については、過去10年間（対象年は上記２⑶ロ㈡と同様）においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のA及びDに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でA及びDの条件を満たす必要がある。）。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

D　地階を除く階数が７以上であること。

ニ　工事監理に当たる者は１者とし、次の要件を満たすこと。

㈠　平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　過去10年間（対象年は上記２⑶ロ㈡と同様）においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCに該当する建築物の工事監理実績があること（一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。）。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ホ　維持管理に当たる者は２者までとし、次の要件を満たすこと。

㈠　平成19・20・21年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。

㈡　過去３年間（平成18年４月以降）において、本事業における設置予定宿舎と同等以上の規模（戸数）の住宅の維持管理業務実績を１年以上有する者であること。

3　入札手続等

⑴　担当部局　財務省関東財務局管財第１部宿舎建設計画課　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館18階　電話048―600―1207（ダイヤルイン）

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所

イ　期間　平成21年９月１日（火）～平成21年10月22日（木）（ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）午前９時から午後５時まで

ロ　場所　上記３⑴に同じ。

⑶　入札説明会の日時及び場所

イ　日時　平成21年９月８日（火）午前11時00分から

ロ　場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館12階共用会議室（出席者は入札説明書を持参のこと）

⑷　入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

イ　期間　平成21年10月20日（火）～平成21年10月22日（木）午前９時から午後５時まで

ロ　場所　上記３⑴に同じ

ハ　方法　持参すること。

⑸　入札提出書類の提出期間、提出場所及び提出方法

イ　期間　平成21年12月２日（水）～平成21年12月４日（金）午前９時から午後５時まで、ただし、郵送の場合は平成21年12月３日（木）午後５時まで

ロ　場所　上記３⑴に同じ

ハ　方法　持参又は郵送（「簡易書留郵便」又は「書留郵便小包」とする。）すること。

⑹　開札の日時及び場所

イ　日時　平成21年12月７日（月）午前11時00分

ロ　場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館18階大会議室

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約条項を示す場所　上記３⑴に同じ。